

○大府市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に居住する高齢者の生活面及び健康面での不安に対応するため、高齢者の安否確認、生活相談等を実施するための計画を策定するとともに、生活援助員（以下「援助員」という。）の派遣、関係機関の連携及び他の事業を活用することにより、高齢者の安心を確保するための体制づくりを図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「シルバーハウジング」とは、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯（以下「高齢者世帯」という。）の入居者に対して、高齢者に配慮した構造設備を有し、かつ、援助員によるサービスを提供することができる住宅で、愛知県県営住宅条例（昭和28年愛知県条例第13号）別表第1に定める横根住宅の高齢者向けのものをいう。

(実施主体)

第3条 高齢者住宅等安心確保事業（以下「事業」という。）の実施主体は、大府市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を社会福祉法人大府市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に委託して行うことができる。

(事業の対象者)

第4条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) シルバーハウジングの入居者
- (2) 市内に居住する65歳以上の高齢者世帯に属する者で、定期的な安否の確認を要するもの
- (3) その他市長が必要と認める者

(高齢者住宅等安心確保計画)

第5条 市長は、高齢者の安否確認、生活相談等の支援を適切に行うため、次に掲げる事項を定めた高齢者住宅等安心確保計画を策定するものとする。

- (1) 市内における安否確認、生活相談等の訪問活動が必要な高齢者の人数、その居住実態その他の事情を勘案した事業量の見込みに関する事。
- (2) 援助員、民生児童委員、老人クラブ、社会福祉協議会、特定非営利活動法人等の訪問活動に従事する者の確保及び資質の向上に資する事業に関する事。
- (3) 地域の関係機関との連携の確保に関する事。
- (4) その他事業の円滑な実施を図るために市長が必要と認める事。

(援助員の派遣)

第6条 市長は、高齢者住宅等安心確保計画に基づき、援助員を対象者に派遣する。

2 援助員は、次に掲げるサービスを必要に応じて提供するものとする。ただし、第3号に規定するものは、第4条第1号に該当する者に限る。

- (1) 生活指導及び相談
- (2) 安否の確認

- (3) 一時的な家事援助
- (4) 緊急時の対応
- (5) 関係機関等との連絡
- (6) その他日常生活上必要な援助

3 援助員は、業務に必要な知識及び技術に関する研修を受けるものとする。

(費用)

第7条 前条の規定による援助員の派遣に要する費用は、無料とする。

(高齢者住宅等安心確保連絡協議会)

第8条 地域の関係機関の連携体制を整備するため、高齢者住宅等安心確保連絡協議会を置く。

2 高齢者住宅等安心確保連絡協議会は、援助員及び民生児童委員並びに老人クラブ、社会福祉協議会、地域包括支援センター及び行政機関の代表並びにその他市長が必要と認める者で構成する。

(関連事業との調整等)

第9条 援助員は、事業の実施に当たり、必要に応じ訪問介護員の派遣、通所介護事業等を活用するなど高齢者保健・医療・福祉に関する諸事業との調整を図るものとする。

2 援助員は、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、民生児童委員、シルバーハウジングの供給主体その他の関係機関との連携を密にし、事業の円滑な実施を図るものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。